

平成30年11月20日

東京都知事 小池 百合子 様

東京都認証保育所推進連盟

代表 東京都認証保育所協会

会長 毛利 千恵

代表 一般社団法人

日本こども育成協議会

会長 廣島 清次

平成31年度東京都予算要望書

平成30年度予算につきましては、認証保育所に対する処遇改善加算や修繕費補助など私ども推進連盟の要望にお応えいただき、誠にありがとうございます。一同、心より感謝申し上げます。

私ども推進連盟の事業者は、東京都及び区市町村のご支援、ご指導の下に、待機児童の解消のみならず、多様な保育ニーズにできる限り応えられるよう、努めてまいりました。

しかしながら、昨今、地域によっては定員に空きを生じた認証保育所が増加しており、このままでは運営に支障を生じかねないという懸念が高まっております。

引き続き、東京の多様な保育ニーズに応えられるよう、認証保育所の特色を活かしながら取り組んでまいる所存です。

つきまして、平成31年度東京都予算の編成にあたりまして、別紙のとおり要望いたします。

なにとぞ、ご高配、ご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

要 望 事 項

1 東京都認証保育所制度の維持発展について

東京都の多様な保育や子育てのニーズに応じていくため、引き続き、認証保育所の維持発展に努めていただくよう要望いたします。

【要望理由】

認証保育所は、制度発足以来増加を重ね、平成26年4月には719か所定員24,527人を数え最大となりましたが、その後、認可保育所への移行などに伴い、平成30年4月では610か所定員20,759人へと激減しました。この減少傾向は、国家的課題である待機児童解消のために、国及び東京都をはじめとする自治体が力を注いでおり、少子化の進行とも相まって、今後も続くものと思われま

す。このような中で、市町村部では、定員割れを生じている保育所が出現しており、近い将来、待機児童が解消された際は、認証保育所制度が廃止されてしまうのではないかという不安や心配が多数寄せられております。

本制度は、大都市東京の多様な保育ニーズに応えるために、都独自の制度として創設されたものであり、待機児童解消のためだけの制度ではありません。

東京には、夜間保育や放課後児童の保育、地域の子育て支援など様々な子育てニーズがあり、これらに十分応えているとは言い難い状況にあると考えております。これらのニーズは、働き方の多様性の進行などに伴い、ますます増大多様化すると思

います。このように、東京の多様な保育、子育てニーズにきめ細やかに対応し、次代を担う子どもたちを健全に育成していくためには、認可保育所のみならず、認証保育所制度の維持発展が不可欠です。

2 認可外保育施設利用支援事業について

(1) 認可外保育施設利用支援事業の継続

この事業は、認可外保育施設利用者の保育料軽減を図り、その利用を経済的側面から支援する制度として定着してきており、事業の継続を強く要望します。

【要望理由】

東京都におかれては、平成28年度から表記事業の実施により、認証保育所等認可外保育施設利用児童の保育料負担の軽減措置を講じられているところです。しかし、この事業は、平成31年度までの時限措置とされており、この事業が終了すれば、軽減措置を終了すると表明している区市町村も多数あります。

平成31年10月実施予定とされている3歳以上児の保育料無償化は、認可保育所が全額無償であるのに対し、認証保育所は37,000円までの無償化であり、この事業が終了した場合は、認可保育所との保育料の差がさらに拡大し、認証保育所希望者の減少が懸念されることから、継続が必要です。また、幼児教育の無償化であるため、認証保育所利用児童のほとんどをしめる、0・1・2歳児につきましては、制度から大きく外れてしまっており、認証保育所利用者には、第二子・第三子の出産も多く、その保育料負担が大きなものとなっている現状があります。

(2) 認可外保育施設利用支援事業の負担割合の変更

この事業は、基準額4万円を都と区市町村とで各々1/2の額を負担することとなっておりますが、都の実負担額2万円を10/10補助とし、区市町村の負担が出ないような制度に変更することを要望します。

【要望理由】

この事業は、認証保育所等認可外保育施設における保育料の負担軽減し、利用促進を図る重要な制度です。東京都におかれましても、認証保育所利用者の保護者負担の差を問題として把握されている中、こうした補助制度を実施していただいております。

しかしながら、区市町村においては、財務状況等により、この制度を実施しないケースや、多くの利用条件が課されているケースが多々あり、保護者を支援する制度でありながら、実際は、利用できない、若しくは利用しにくいという状況が生じております。

このため、保護者の保育料負担は依然として大きく、認証保育所の利用を阻害する理由の一つとなっており、改善が必要です。東京都が率先して対応をとることにより、区市町村の独自の対応を引き出すことに加え、現に困っている保護者への早急な対応を、都知事の号令の元お願いいたします。

要 望 事 項

3 保育士宿舎借り上げ支援事業の継続実施について

保育所運営にとっては、保育士確保が不可欠ですが、大都市東京においては、様々な職業に就くことが可能で、保育士資格を取得しても他の職業に就いてしまう傾向が顕著です。

この事業は、極めて有効な保育士確保策であり、この継続について国に協力を働きかけるとともに、都としても継続されるよう要望いたします。

【要望理由】

国におかれては、待機児童解消加速化プランのメニューの1つとして、平成27年度から表記事業を実施されているところです。

また、東京都におかれては、国制度の補助率改善による事業主負担の軽減を行い、実施区市町村におかれては、さらに上限額の引き上げを行うなど、極めて有効な保育士確保策が講じられているところです。

しかしながら、本事業は、加速化プランに基づく事業であることから、待機児童解消という目的が達成されれば事業廃止となることが懸念されます。

事業廃止となった場合は、宿舎借上げの中止や多額の家賃負担を余儀なくされる事態が生じかねず、これまでのような保育士確保は困難になると思われれます。事業者からは、不安の訴えと継続を求める声が多数寄せられております。

本事業は、その目的に、保育士の就業継続と離職防止を謳っており、待機児童が解消されても継続が必要な事業です。

4 保育士配置の定員見合いから入所児童数見合いへの変更について

保育士の配置を定員見合いから入所児童数見合いとするよう制度変更を要望いたします。

【要望理由】

現在、都においては、認証保育所の入所定員に見合う保育士の配置を求めています。

しかしながら、開設時には、3・4・5歳児が集まらない、地域によっては、上半期に認可保育所に移ってしまうなどにより、定員割れが生じている認証保育所も見受けられます。

入所児童に応じた保育士配置基準を遵守することは当然ですが、これを超えて配置を義務付けられた場合は、その分の人件費財源を確保しなければならず、これが経営の圧迫要因となっており、また、保育士不足の中で、適切な保育士活用を阻害する要因にもなっております。

認証保育所の経営の安定化を図り、制度の維持発展のため、現在の制度を見直し、入所児童数見合いの保育士配置に変更することを要望いたします。